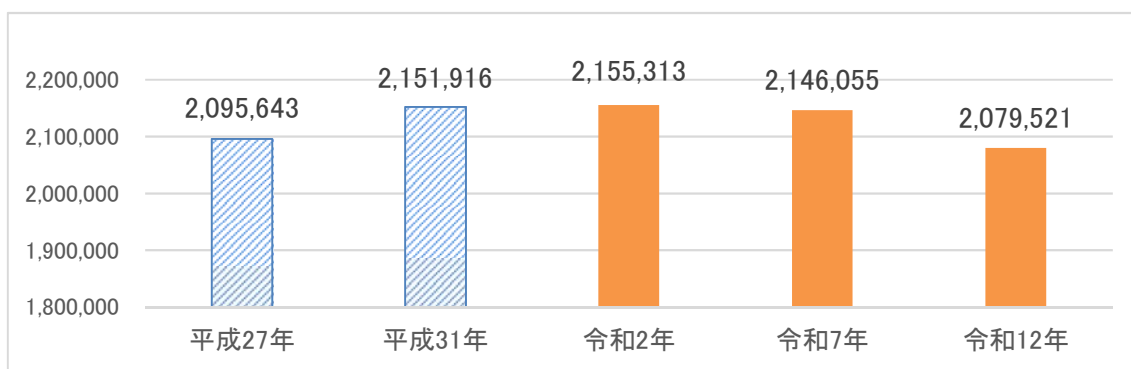


第2章 東京都の状況

1 人口等

(1) 東京都の児童人口の推計

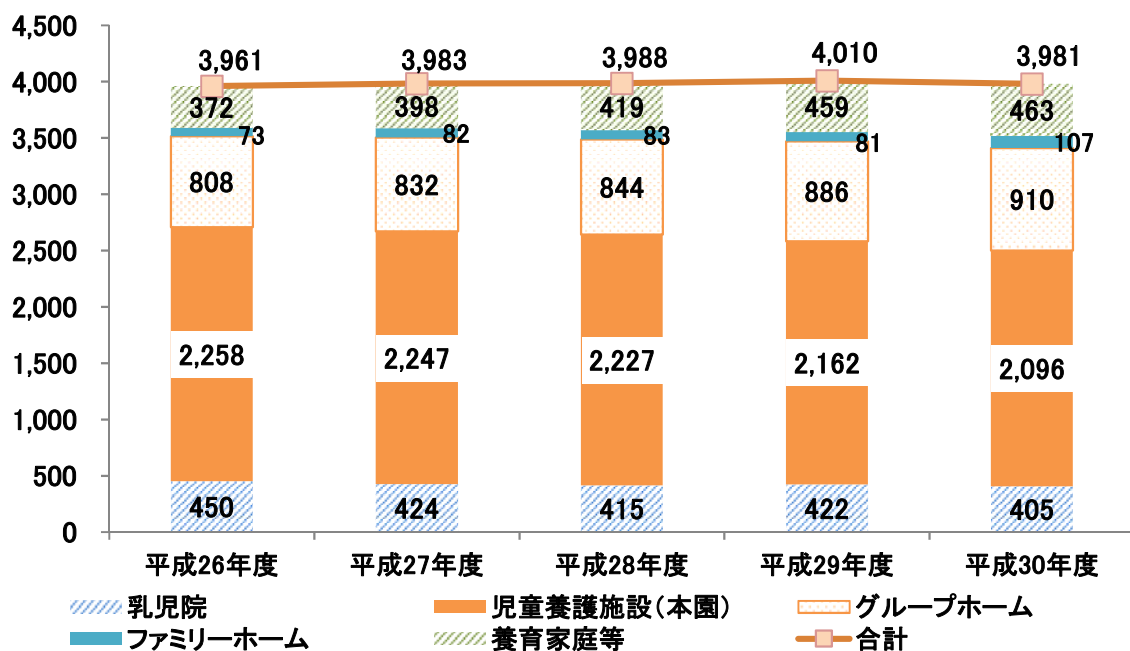
東京都における0～19歳までの人口は、平成31年1月時点で、日本人が2,080,710人、外国人が71,206人、合計2,151,916人であり、都総務局が平成31年3月に公表した「東京都世帯数の予測」では、令和2年（2020年）は2,155,313人、令和7年（2025年）は2,146,055人、令和12年（2030年）は2,079,521人（各年10月1日時点）と予測されています。



資料：総務局「東京都世帯数の予測」

(2) 社会的養護のもとで育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置人員は3,900人台で推移しています。

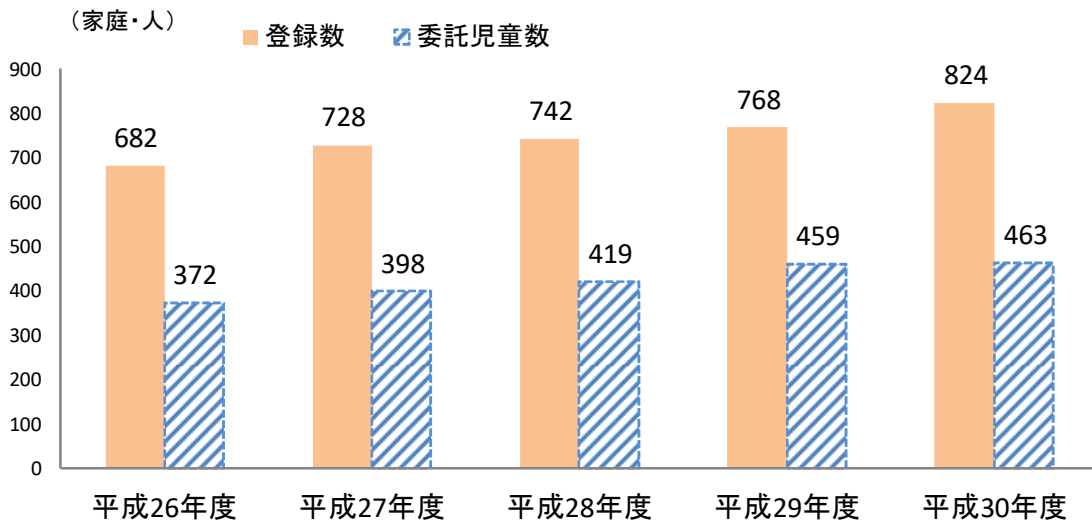


資料：福祉保健局

2 里親等の状況

(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向ですが、伸びは緩やかになっています。



資料：福祉保健局

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

ファミリーホームは、平成30年度末現在、都内に25ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが16ホーム、法人型ファミリーホームが9ホームとなっています。

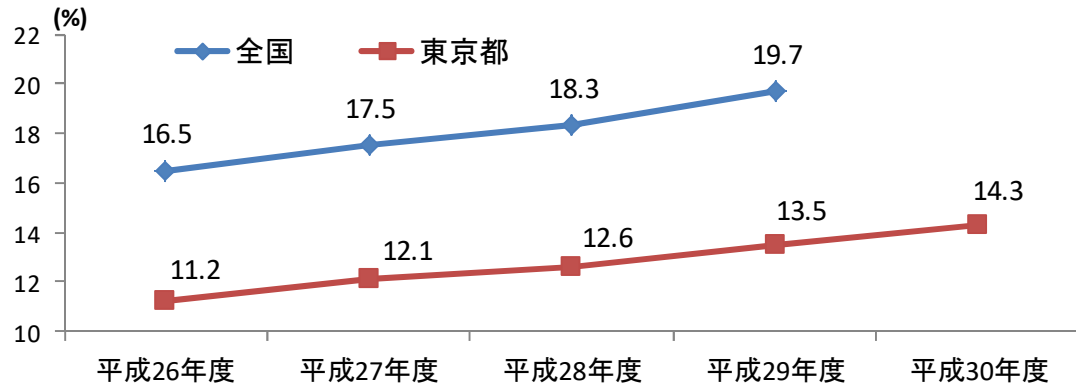
(単位：家庭、人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	16	18	18	19	25
養育家庭移行型ファミリーホーム	13	14	14	14	16
法人型ファミリーホーム	3	4	4	5	9
委託児童数	73	82	83	81	107

資料：福祉保健局

(3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は上昇傾向ですが、全国平均よりも低く推移しています。



※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

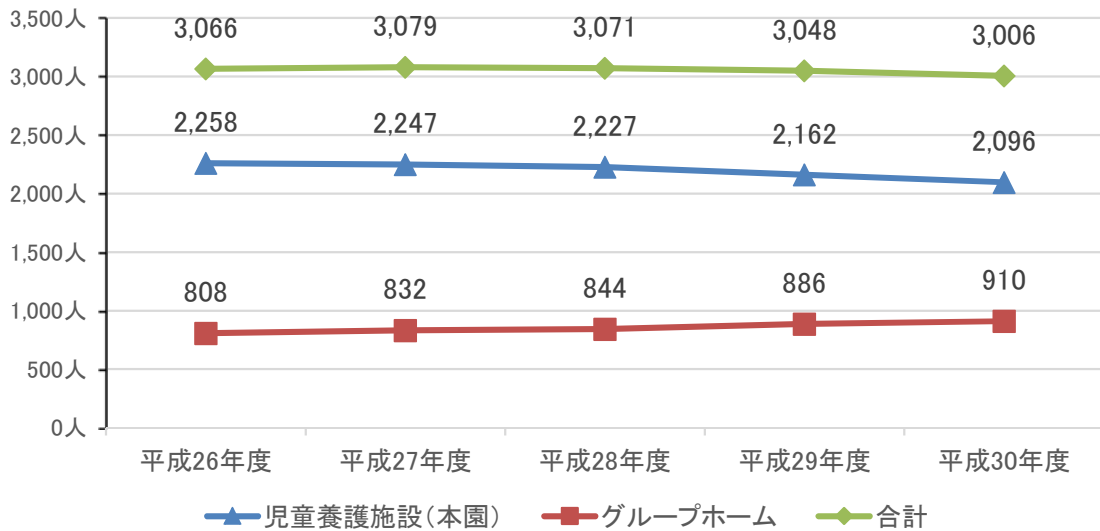
※全国の数値は「社会的養護の現状について(厚生労働省)」による

資料：福祉保健局

3 児童養護施設、乳児院の状況

(1) 児童養護施設の入所児童数の推移

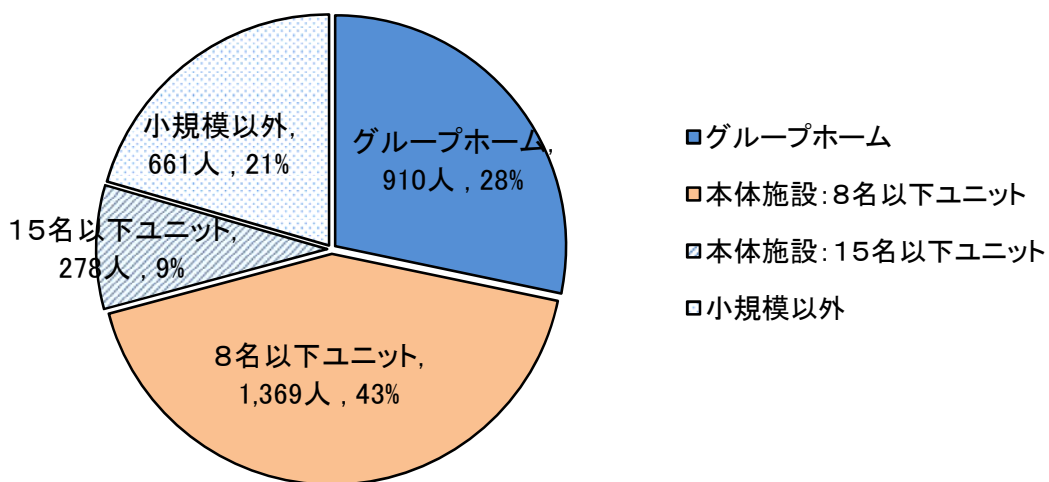
児童養護施設で生活する児童数はここ数年、横ばいで推移しています。



資料：福祉保健局

(2) 児童養護施設の小規模化の状況

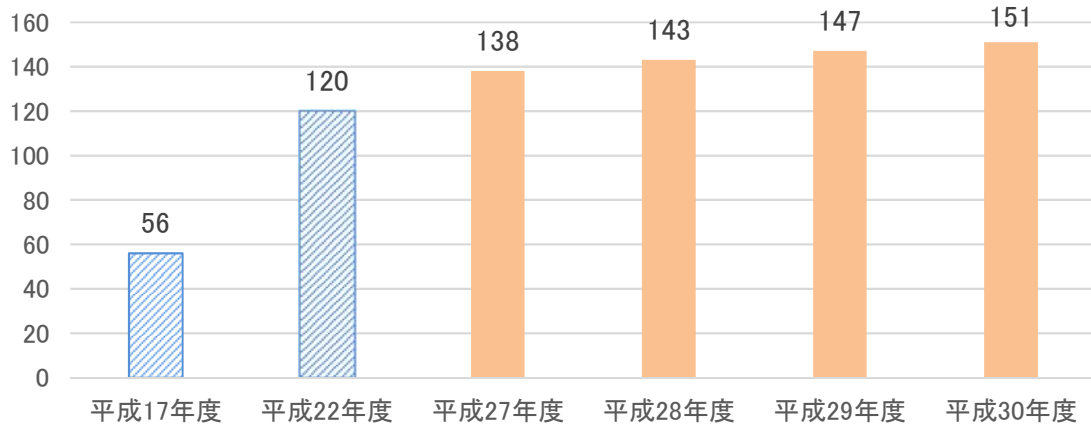
児童養護施設における小規模化の状況は、平成31年2月1日現在で、グループホームが910人と児童養護施設定員の約30%となっています。本体施設で行っている8名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては児童養護施設全体の70%まで進んでいます。



資料：福祉保健局

(3) グループホーム設置数の推移

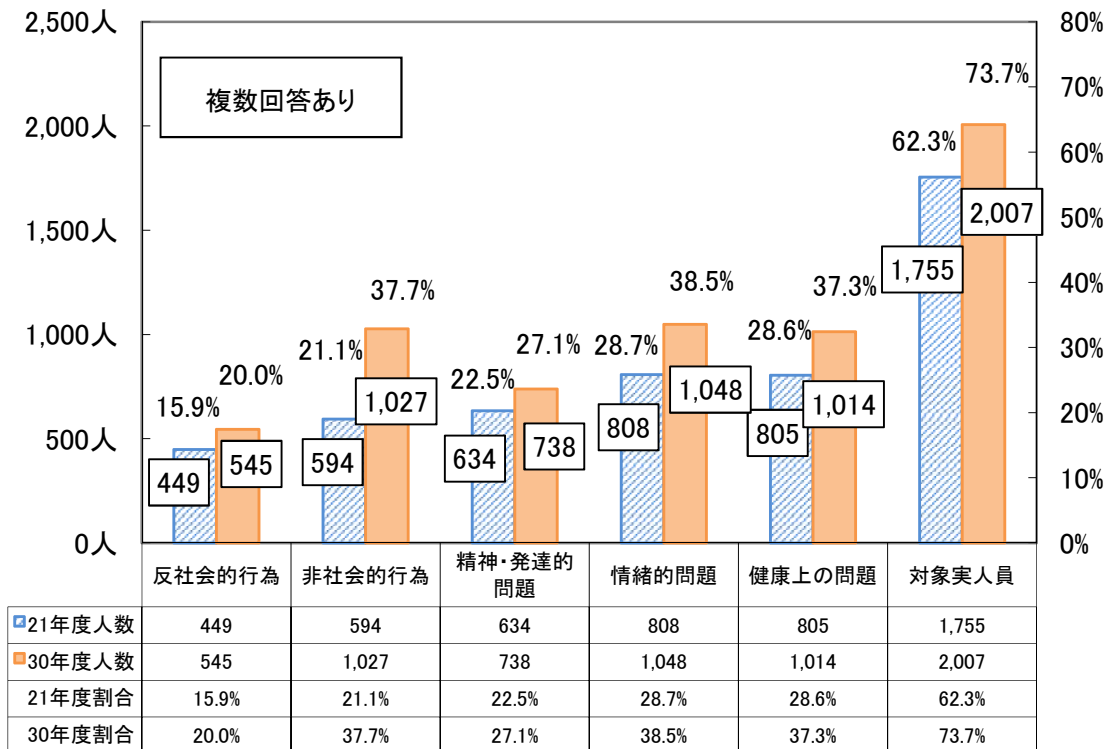
平成 17 年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加しましたが、近年、伸びは緩やかになっています。



資料：福祉保健局

(4) 個別的ケアが必要な児童の入所状況

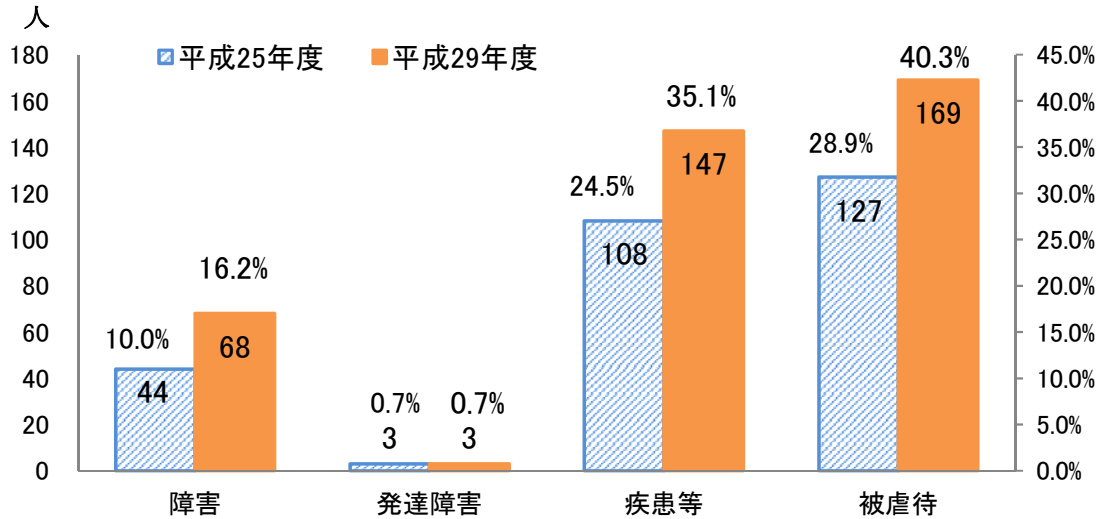
個別的なケアが必要な児童の割合は、平成 21 年度の 62% から 74% に大幅に増加しています。



資料：福祉保健局

(5) 乳児院在籍児童の障害等の状況

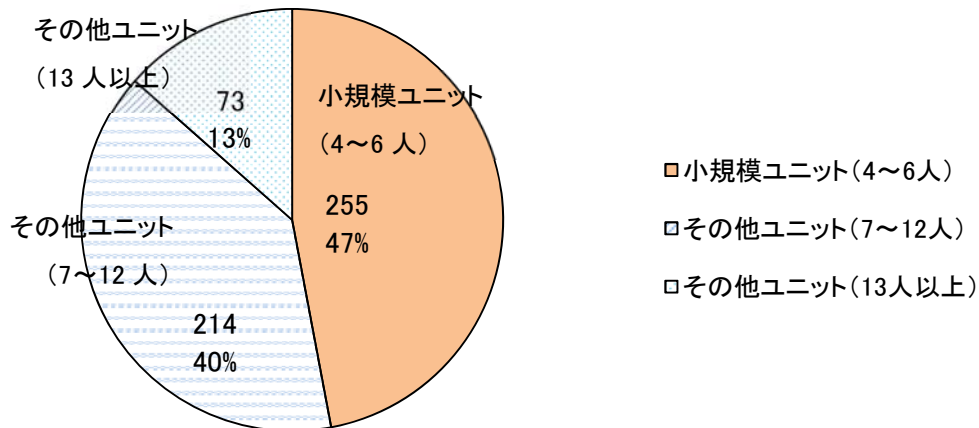
乳児院では、障害や疾患等を抱えていたり、虐待を受けるなど、医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児の入所が増加しています。



資料：社会的養護現況調査（国）

(6) 乳児院の小規模化の状況

乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の約5割となっています。



資料：福祉保健局

4 自立支援の状況

(1) 児童養護施設の進路状況

平成30年3月に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の高等学校等進学率は97.5%となっている。高等学校を卒業した児童養護施設入所児童の大学等進学率は44.3%となっています。

◎中学校卒業児童

	平成30年3月中学校 卒業児童数		進学				就職		その他			
			高校等	専修学校等		合計						
児童養護施設	東京都	244人	235	96.3%	3	1.2%	238	97.5%	1	0.4%	5	2.0%
	全国	2,342人	2,204	94.1%	40	1.7%	2,244	95.8%	56	2.4%	42	1.8%
(参考)全中卒者	東京都	102,257人	100,962	98.7%	536	0.5%	101,498	99.3%	148	0.1%	611	0.6%
	全国	1,133千人	1,120千人	98.9%	4千人	0.4%	1,124千人	99.2%	3千人	0.3%	7千人	0.6%

◎高等学校卒業児童

	平成30年3月高等学校 卒業児童数		進学				就職		その他				
			大学等	専修学校等		合計							
児童養護施設	東京都	201人	在籍児童	14	7.0%	11	5.5%	25	12.4%	11	5.5%	6	3.0%
			退所児童	28	13.9%	36	17.9%	64	31.8%	85	42.3%	10	5.0%
			計	42	20.9%	47	23.4%	89	44.3%	96	47.8%	16	8.0%
	全国	1,715人	在籍児童	90	5.2%	73	4.3%	163	9.5%	126	7.3%	35	2.0%
			退所児童	186	10.8%	180	10.5%	366	21.3%	946	55.2%	79	4.6%
			計	276	16.1%	253	14.8%	529	30.8%	1,072	62.5%	114	6.6%
(参考)全高卒者	東京都	101,782人	65,863	64.7%	18,993	18.7%	84,856	83.4%	6,567	6.5%	10,359	10.2%	
	全国	1,056千人	578千人	54.7%	232千人	22.0%	810千人	79.7%	186千人	17.6%	60千人	5.7%	

※(児童養護施設)社会的養護現況調査(国)より

※(全中卒者、全高卒者)学校基本調査(国)より

(2) 進学した学校における在籍・卒業状況

施設等退所後に進学した学校等の中途退学率は、児童養護施設退所者では約18%、児童自立支援施設では約32%となっています。

(単位：%)

区分	続けて在籍している	中途退学した	卒業した
児童養護施設	43.4	17.7	38.9
児童自立支援施設	47.4	31.6	21.1

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(平成29年2月)

(3) 離職状況

施設等退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方(181人)の約5割が、1年未満で辞めています。

(単位：%)

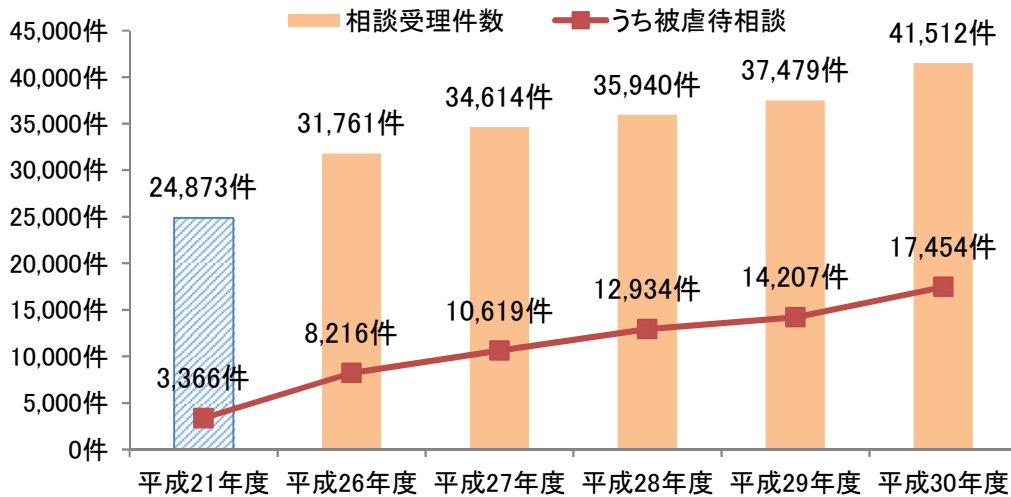
～6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
30.9	19.9	34.3	14.9

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(平成29年2月)

5 児童相談所等の運営状況

(1) 児童相談所の相談受理状況

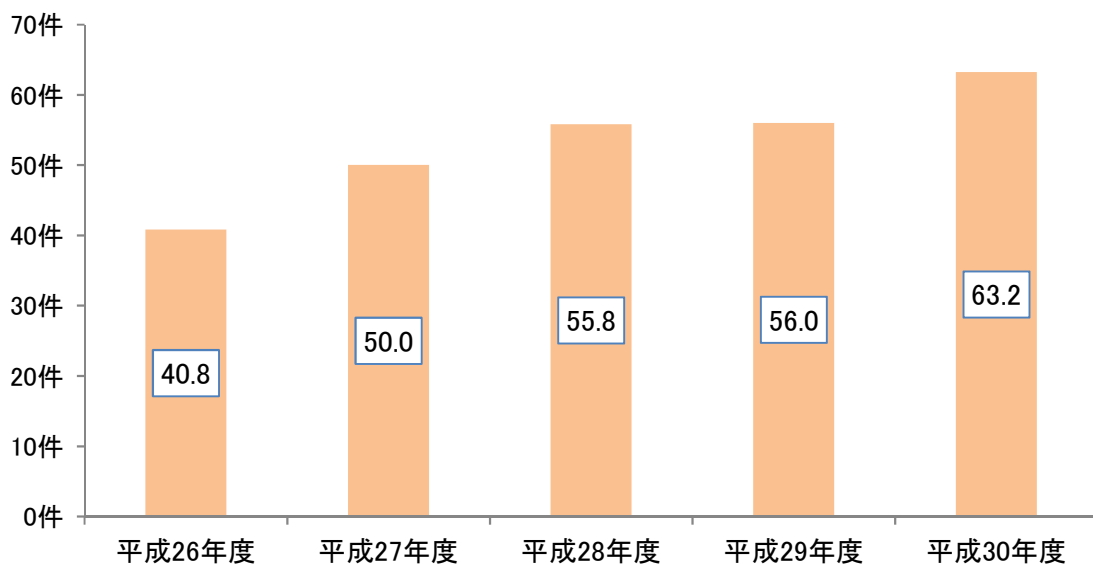
児童相談所が受理した相談件数は、一貫して増加しています。特に、被虐待相談は急増しており、10年前の5倍以上となっています。



資料：福祉保健局

(2) 児童福祉司一人当たり相談件数

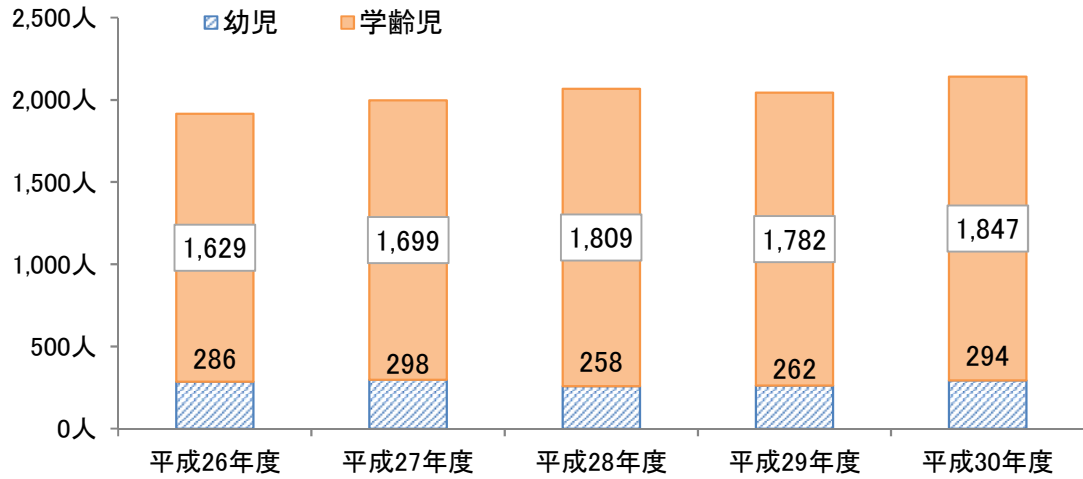
児童福祉司1人当たりが受理する虐待相談は、年々増加しており、近年は一人60件を超える状況です。



資料：福祉保健局

(3) 一時保護所新規入所状況

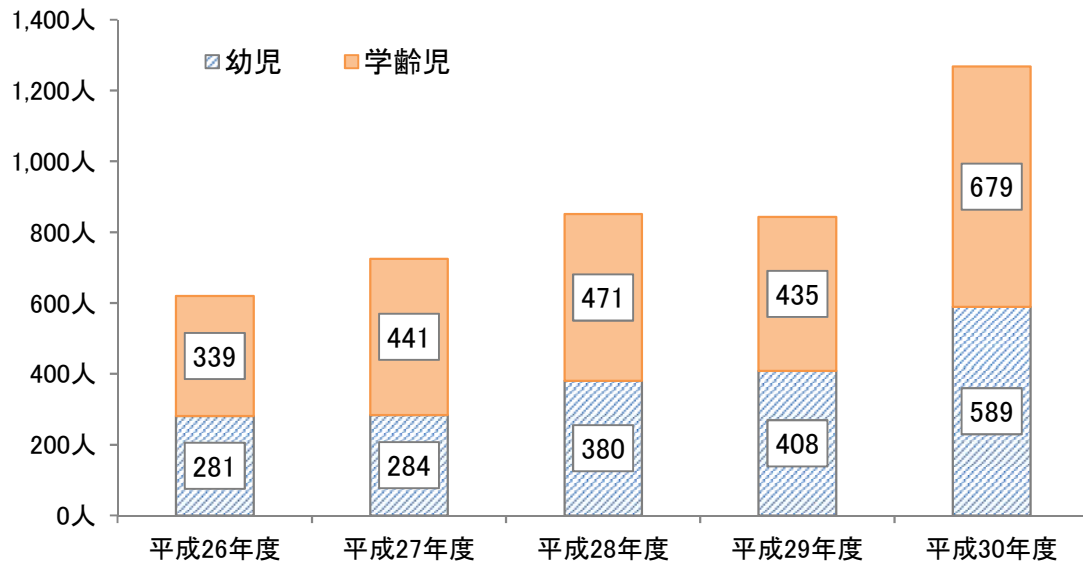
相談件数の増加に伴い、一時保護所入所件数も増加しています。特に近年では、学齢児の増加が大きくなっています。



資料：福祉保健局

(4) 一時保護委託での新規保護人数

一時保護委託件数も増加傾向にあり、学齢児・幼児ともに増加しています。



資料：福祉保健局

(5) 一時保護所入所率、平均保護日数

緊急での一時保護が必要なケースも多く、一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化しています。

また、一人当たりの平均保護日数は40日を超える状況です（全国平均29.6日：平成29年度）。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入 所 定 員 A	192人	213人	213人	213人	213人
1日当たり平均入所数 B	218.7人	226.6人	242.6人	232.3人	244.7人
平 均 入 所 率 B÷A	113.9%	106.4%	113.9%	109.1%	114.9%
一人当たり平均保護日数	41.7日	41.3日	42.4日	41.9日	40.8日

資料：福祉保健局

6 代替養育を必要とする児童数の推計

(1) 東京都の児童人口の推計

都総務局が平成31年3月に公表した「東京都世帯数の予測」等をもとに、今後、5年ごとの児童人口（0歳～17歳）を推計（以下、「児童人口推計」という。）します。また、平成22年及び27年の国勢調査（年齢別人口）から各年齢の割合を算出し、年齢区分別に算出します。

区 分	平成30年度 (実績)	令和2年 (推計)	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)
3歳未満	330,393人	336,626人	340,520人	339,537人
3歳以上就学前	332,696人	319,314人	323,007人	322,076人
学童期以降	1,257,452人	1,271,492人	1,286,198人	1,282,495人
合計	1,920,541人	1,927,432人	1,949,725人	1,944,108人
5年間の増減		—	+22,293人	-5,617人

上記、3時点の児童人口推計の5年間の増減を算出し、目標年次ごとの児童人口推計を算出します。

区 分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	339,741人	340,324人	339,735人
3歳以上就学前	322,269人	322,822人	322,263人
学童期以降	1,283,258人	1,285,456人	1,283,235人
合計	1,945,268人	1,948,602人	1,945,233人

(2) 措置児童数の推計

① 新たに代替養育が必要となる児童数(新規措置児童数)を推計

児童人口推計をもとに、児童相談所における養護相談対応件数を推計（相談件数推計）します。

相談件数推計に、平成 30 年度における新規措置児童数（728 人）を養護相談対応件数（25,226 件）で割った比率（新規措置比率）の平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年平均 3.52%を掛けて、新規措置児童数を推計します。

区 分	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
児童人口推計	1,945,268 人	1,948,602 人	1,945,233 人
相談件数推計	25,551 件	25,594 件	25,550 件
新規措置比率	3.52%	3.52%	3.52%
新規措置児童数	899 人	901 人	899 人

② 自立等により代替養育が不要となる児童数(退所児童数)を推計

自立や家庭復帰、養子縁組成立等により、代替養育の必要がなくなった児童を推計します。

前年度措置児童数に、措置児童数に対する退所児童数の比率（退所児童数比率）の平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年平均 19.33%を掛けて、退所児童数を推計します。

区 分	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
前年度措置児童数	4,404 人	4,492 人	4,570 人
退所児童数比率	19.33%	19.33%	19.33%
退所児童数	851 人	868 人	883 人

各年度において、前年度の措置児童数に、新規措置児童数から退所児童数の差引を足した結果、措置児童数の推計は、以下のとおりとなります。

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
措置児童数	3,981 人	4,452 人	4,525 人	4,586 人

(3) 潜在需要の推計

(潜在需要1)

在宅指導中で里親等・施設利用の事由があったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数

- ① 児童人口に対する在宅指導中児童数の割合 1.47%（平成 30 年 5 月 1 日及び令和元年 5 月 1 日時点の 2 か年の平均）を、各年度における児童人口推計に掛けて、児童相談所による在宅指導中の児童数を推計します。

区 分	平成 30 年 5 月 1 日	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
在宅指導中児童数	2,744 人	2,903 人	2,926 人	2,949 人

- ② 在宅指導中児童数に、施設等利用の事由があったが、利用できなかった児童の割合（施設 3.04%、里親等 0.69%（平成 30 年度及び令和元年度児童相談所調査結果の 2 か年平均））を掛けます。

区 分	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
施設	87 人	87 人	87 人
里親等	20 人	20 人	20 人
合計	107 人	107 人	107 人

(潜在需要2)

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果、入所措置等を必要とする可能性のある児童数

「虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検」（内閣府・厚生労働省・文部科学省通知に基づく平成 31 年 4 月等調査）で、132 人が「虐待の恐れあり」との結果をもとに、令和 11 年度までの虐待の恐れがある児童を推計した後、新規措置比率 3.52%を掛け、施設への入所等を必要とする児童を推計します。

区 分	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
虐待の恐れがある児童	134 人	134 人	134 人
入所児童推計	5 人	5 人	5 人

(4) 代替養育を必要とする児童数の推計結果

これまでの推計をもとに、目標年次ごとの代替養育を必要とする児童を推計した結果は、以下のとおりです。

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
合 計	3,981 人	4,516 人	4,637 人	4,698 人

措置児童の年齢別構成比率（平成 30 年 5 月 1 日時点と令和元年 5 月 1 日時点の 2 か年平均）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、各年齢区分別の児童数を算出します。

(年齢区分別)

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
3 歳未満	406 人	490 人	499 人	505 人
3 歳以上就学前	428 人	535 人	544 人	550 人
学童期以降	3,147 人	3,539 人	3,594 人	3,643 人
合 計	3,981 人	4,564 人	4,637 人	4,698 人

7 里親等への委託児童数及び委託率の推計

(1) 児童相談所に対する施設入所中児童の里親等委託調査

過去1年以内に施設に入所していた児童のうち、里親等委託を実施又は未実施の状況とその可能性について、平成30年5月1日時点と令和元年5月1日時点で児童相談所に調査を行いました。その結果、令和元年5月1日時点の調査では、里親等委託されている児童は14.6%、里親等委託が適していたが委託できていなかった児童は13.2%、里親等委託が適していなかった児童は72.2%でした。

基準日(令和元年5月1日)時点で里親等委託が適していたか

区分	全体		3歳未満		3歳以上の就学前		学童期以降	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
里親等に委託されている	554人	14.6%	34人	8.4%	102人	23.0%	418人	14.2%
里親等委託が適していた	503人	13.2%	121人	29.7%	82人	18.5%	300人	10.2%
里親等委託が適していなかった	2,740人	72.2%	252人	61.9%	259人	58.5%	2,229人	75.6%
計	3,797人	100.0%	407人	100.0%	443人	100.0%	2,947人	100.0%

(2) 里親等委託の可能性のある児童

里親等委託が適していたが、適当な里親が見つからなかったことなどにより、委託できていなかった児童については、今後、里親等への支援の充実等により、全ての児童の委託を目指します。

また、里親等委託が適していなかった児童について、適していなかった理由と、委託の可能性についてさらに調査を行いました。その結果、以下の区分に属する児童について、将来的に対策を行えば、委託の可能性がります。

なお、その他の区分の児童においても、委託促進対策を講じることで委託が可能であるか、児童への支援を通じて、個別に可能性を検討していきます。

里親等委託が適していなかった理由

区分	全体		3歳未満		3歳以上の就学前		学童期以降	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
重度の障害があった	12人	0.4%	3人	1.2%	4人	1.5%	5人	0.2%
高い非行性があった	54人	2.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	54人	2.4%
医療的ケアの必要があった	67人	2.4%	8人	3.2%	10人	3.9%	49人	2.2%
情緒・行動上の問題が著しかった	396人	14.5%	3人	1.2%	16人	6.2%	377人	16.9%
⇒ 家庭復帰(計画含む)に向けて施設による交流等支援中だった	697人	25.4%	119人	47.2%	105人	40.5%	473人	21.2%
本人が施設入所継続を希望していた	446人	16.3%	1人	0.4%	4人	1.5%	441人	19.8%
本人が里親等委託を明確に拒否していた	20人	0.7%	0人	0.0%	1人	0.4%	19人	0.9%
保護者の状況から里親委託が困難	858人	31.3%	98人	38.9%	112人	43.3%	648人	29.1%
その他	185人	6.8%	19人	7.5%	7人	2.7%	159人	7.1%
無回答	5人	0.2%	1人	0.4%	0人	0.0%	4人	0.2%
計	2,740人	100.0%	252人	100.0%	259人	100.0%	2,229人	100.0%

（委託の可能性のある児童）

家庭復帰に向けて施設で交流支援中の児童

「里親等委託が適していなかった」児童のうち、適していなかった理由が「家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中」だった児童を対象に、委託の可能性について児童相談所に補足調査を行いました。

その結果、今後、フォスタリング機関^(※1)の配置などの里親等に対する委託促進策を講じることで、当該児童の約43.2%の状況が改善し、委託の可能性があります。

里親等委託の可能性のある児童として、家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中の児童（697人）の43.2%（300人）を里親等委託が適していた児童に追加します。

【質問2】

家庭復帰に向けた交流について、里親委託に適していなかった具体的な状況（複数回答可）
（実回答数 155名）

項目	回答数
施設が直接親と連絡をとり、交流・助言を行うことが必要だった（できていた）。※	90名
保護者交流による子供のアセスメントや交流前後のケア等に関し、施設に期待する部分が大きかった。	68名
実親の状況により、交流計画の変更やキャンセルが多く、弾力的な対応が必要だった。	31名
里親の生活にあわせて、面会交流を設定することが困難だった。※	31名
復帰後のアフターケアとして、施設の家庭訪問が必要だった。※	16名
交流場所の確保に関し、施設の協力が必要だった。※	15名
	251名

※は委託促進対策を行うことで、委託への状況が改善するだろうと見込む。
該当児童数67名 67名÷155名 = 43.2%

（※1）フォスタリング機関

里親のリクルート・アセスメント、里親に対する研修、子供と里親のマッチング、里親への支援等の一連の業務を一貫して行う民間機関等

(3) 年次・年齢区分別推計

以上の調査結果を踏まえ、目標年次ごと及び年齢区分別の里親等への委託児童数及び委託率を推計します。

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
3 歳未満	52 人 (12.8%)	69 人 (14.1%)	143 人 (28.7%)	255 人 (50.5%)
3 歳以上就学前	98 人 (22.9%)	161 人 (30.1%)	208 人 (38.2%)	278 人 (50.5%)
学童期以降	420 人 (13.3%)	683 人 (19.3%)	901 人 (25.1%)	1,224 人 (33.6%)
合計	570 人 (14.3%)	913 人 (20.0%)	1,252 人 (27.0%)	1,757 人 (37.4%)

(4) 将来に向け必要な里親等登録数

平成 30 年度末時点の全里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約 67%であったことから、里親等への委託の実現には、約 1.49 倍の登録家庭が必要となります。

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
委託児童数	570 人	913 人	1,252 人	1,757 人
里親等登録数	849 家庭	1,363 家庭	1,869 家庭	2,622 家庭

8 施設で養育が必要な児童数の推計

(1) 施設で養育が必要な児童数

6「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、7「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
3 歳未満	354 人	421 人	356 人	250 人
3 歳以上就学前	330 人	374 人	336 人	272 人
学童期以降	2,727 人	2,856 人	2,693 人	2,419 人
合 計	3,411 人	3,651 人	3,385 人	2,941 人

※6(4) 代替養育を必要とする児童数の推計結果ー7(3) 年次・年齢区分別推計

(2) 必要な施設定員数

「施設で養育が必要な児童数」をもとに、施設養育として必要な定員数を推計します。

3 歳未満は、乳児院の入所率（約 80%）の定員規模で推計（必要数の約 120%、令和 7 年度以降は 130%とする。）し、3 歳以上就学前と学童期以降は、児童養護施設の入所率（約 95%）の定員規模で推計（必要数の約 105%）します。

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
3 歳未満	466 人	505 人	463 人	325 人
3 歳以上就学前	344 人	393 人	353 人	286 人
学童期以降	2,854 人	2,999 人	2,827 人	2,540 人
合 計	3,664 人	3,897 人	3,643 人	3,151 人

なお、代替養育を必要とする児童は、令和 11 年度（10 年目）まで毎年増加する見込みです。里親等への委託は推進していきますが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。